

第6回定例会（会議録）

開催日	令和2年6月26日（金）
開催場所	シルバーカレッジ教室
開催時間	午後2時00分～午後4時04分
出席委員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠席委員	なし
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第18号 あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第19号 あま市体育施設の管理及び運営に関する規則等の一部改正について</p> <p>議案第20号 後援申請について</p> <p>議案第21号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>議案第22号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>議案第23号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会要綱の一部改正について ・あま市地域スポーツ員の委嘱について ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・生徒指導（令和2年度5月）について（非公開）

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言) (あいさつ) 前回の議事録を承認願います。
委 員 全 員	(議事録に署名・押印)
教 育 長	教育長の経過を報告する。 (令和2年5月28日～令和2年6月26日の経過を報告) (質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案第18号「あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について」
生涯学習課長	改正の趣旨と内容は、図書利用者カードの登録内容に変更が生じたものの更新されていない状態のものが多いため、カードの有効期限を交付の日から起算して3年とするものである。令和3年4月1日から施行する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	発行から3年以上経過した現行のカードは、4月1日で無効になるか。
生涯学習課長	無効にはならない。4月1日以降最初の利用日に、3年経過している場合は登録内容を確認させてもらい更新する。そこから3年後が有効期限になる。
委 員	施行の日が令和3年4月1日からなのはなぜか。
生涯学習課長	周知期間を設けるため。
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	承認
教 育 長	議案第19号「あま市体育施設の管理及び運営に関する規則等の一部改正について」
ス ポ ー ツ 課 長	改正の趣旨と内容は、あま市体育協会があま市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、関係する5つの規則の整備をするものである。令和2年4月1日から施行する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	施行の日が令和2年4月1日からの遡及するのはなぜか。
ス ポ ー ツ 課 長	今年度の体育協会の総会が書面会議で行われ、令和2年4月1日付けで名称変更することが議決されたため。
教 育 長	議案第20号「後援申請について」
学 校 教 育 課 長	「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座（日本リーダー育成推進協会）
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	主催団体に政治的な要素はないか。
学 校 教 育 課 長	政治的要素は見当たらない。
委 員	主催団体に宗教的要素がないかなどの実態が不明なのと、インターネットを介した全国区の行事なので、敢えてあま市で後援する意義に疑問を感じる。
教 育 長	審議に必要な事項を整理し、次回継続審議とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項

	「あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会要綱の一部改正について」
学校給食センター課長	改正の趣旨と内容は、学校関係者等から意見を聴取する目的等を変更するため、本要綱の一部を改正するものである。設置目的を改め、所掌事務と庶務の規定の整備を行い、継続的に委員会を開催していくため任期を改める。公示の日から施行する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	第2条所掌事務の第1号と第2号は改正がなく新旧対照表では省略されているが、何が規定されているか。また、検討委員会は年に何回開催しているか。
学校給食センター課長	委員が意見を述べる事項として、第1号には「あま市給食における食物アレルギー対応基本方針に関する事」、第2号には「あま市給食における食物アレルギー対応マニュアルに関する事」を規定している。委員会は年1回以上定期的に開催していく。今年度は2月に開催する予定。
委 員	食物アレルギー対応検討委員会の設置は愛知県などから指導されているものか。学校給食センター運営委員会が設置されていると思うが、それとの関係性と検討委員会の役割の範囲はどうなっているか。
学校給食センター課長	食物アレルギー対応検討委員会の設置は県の手引きに記載されている。あま市は旧給食センターのうち一部の地区のみが食物アレルギー対応をしていたが、新学校給食センターの整備に向けて市全体として対応するために、平成30年度に検討委員会を設置した。学校給食センター運営委員会は、「あま市学校給食センター条例」の定めにより設置されているものだが、検討委員会は食物アレルギー対応について学校関係者等から広く意見聴取を行うために設置するものである。
教 育 長	「あま市地域スポーツ員の委嘱について」
ス ポ ー ツ 課 長	あま市地域スポーツ員のうち桂地区で変更があり、推薦名簿が提出されたので報告する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第18号及び議案第19号、その他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
【次回予定】	・ 令和2年7月17日(金) 午後2時30分定例会 (美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室) 【閉会時刻：午後4時4分】